

倫理綱領

一般社団法人ゆったりセラピー協会倫理綱領

(作成責任者：代表理事 鎌田麻莉)

一般社団法人ゆったりセラピー協会が独自に倫理綱領を制定する意味は、我々の行う施術の実践の枠組みを明確にすることにあります。我々はゆったりセラピーの根幹をクライアントの自己治癒力にあると考えており、当協会に所属する施術者は自らが同意した倫理綱領を遵守することによってクライアントの自己治癒力に奉仕するその専門性を社会に対し主張できると考えます。

当協会は、「21世紀の日本社会にゆったりセラピーを専門的職業として確立し、産業として成り立つ基盤を作る」というビジョンを掲げます。専門的職業であるゆったりセラピストとしての職業倫理については、当協会では明確な規定を定め、関連する法律を遵守することは言うまでもなく、さらに厳重な倫理綱領を自ら設けることで専門職としての責任を明確にしていく所存です。

一般社団法人ゆったりセラピー協会倫理綱領は、次の三部で構成されています。

第一部：「倫理規範」 今後いかなる環境変化が起こっても、一般社団法人ゆったりセラピー協会として実践すべき基本憲章とも言える普遍的なルール。

第二部：「行動基準」 倫理規範を様々な活動の中で具体化していくうえでのガイドラインとなる。この行動基準は、一般社団法人ゆったりセラピー協会の活動の4つの側面に応じてそれぞれの部門別に詳細な倫理コードとして設定される。

I：施術部門

II：教育・トレーニング部門

III：研究・リサーチ部門

IV：経営部門

第三部：「実施要領」 これら倫理規範や行動基準を実践し、さらに違反行為があった場合に倫理委員会が対処する手続きについて定める。

付録：「クライアントの権利」 参考文献：「心理臨床と倫理」村本詔司 1998 「Code of Ethics」 International Mental Health Providers of Japan 2000 「American Psychological Association Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct」 American Psychologist December 1992 「Patient Bill of Rights」 California Department of Consumer Affairs, Board of Psychology

第一部：倫理規範

一般社団法人ゆったりセラピー協会は「21世紀の日本社会にゆったりセラピーを専門的職業として確立し、産業として成り立つ基盤を作る」というビジョンを達成するために設立された施術者とその教育者による協会である。当協会の倫理規範は、このビジョンを実行するためにゆったりセラピストまたはゆったりセラピー認定インストラクターとして行われるすべての活動に関して定めた共通の価値判断の基準である。

第1条：人権と人間的尊厳の尊重 一般社団法人ゆったりセラピー協会に所属するものは何人たらずとも、すべての人々の基本的人権、人間としての尊厳を尊重し、そのプライバシーの守秘性と自己決定権を尊重する。特にクライアントあるいは潜在的にクライアントとなる者に対して、常にその人間的成長と健康を中心に考えた行動を取る。

第2条：社会的責任 一般社団法人ゆったりセラピー協会に所属するものは何人たらずとも、自らの行為の社会性を認識し、自らの行為が常に他者の存在に支えられていることを自覚し、自らの行為が自らと他者の双方の幸福を促すよう最善の努力を図る。

第3条：専門家としての自覚 一般社団法人ゆったりセラピー協会に所属するものは何人たらずとも、その与えられた職域の専門性と限界を自覚し、専門家として自らの見識と技能を常に高める努力をし、専門家としての責任を果たす努力を惜しまない。

第4条：倫理綱領遵守の義務 一般社団法人ゆったりセラピー協会に所属するものは何人たらずとも、この倫理規範に則りそれぞれの立場での行動基準を遵守する。また万一行動基準に逸脱した場合、実施要領に従って倫理委員会が下した結論を受け入れる。

用語規定： 1) クライアント：一般社団法人ゆったりセラピー協会に所属するゆったりセラピストと身体接触を伴う施術を受ける契約関係を結んだ個人。

2) 一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するもの：施術、教育、トレーニング、研究、リサーチに従事するしないに関わらずいかなる形であれ、一般社団法人ゆったりセラピー協会の会員である者。

3) 施術者：ゆったりセラピーの施術を提供する者として一般社団法人ゆったりセラピー協会の会の会員である者。ゆったりセラピスト。

4) 教育者：ボディワークについて何らかの教育、トレーニングを行うものあるいは、それに類するサービスを提供する者として一般社団法人ゆったりセラピー協会の会会員であるものを指す。

5) 参加者：一般社団法人ゆったりセラピー協会および当協会の会員が主催するワークショップ、教育、トレーニングプログラムに参加するもの。ただし特定のスーパーヴィジョン契約関係にあるものは、スーパーヴァイジーとして別に定義する。

6) スーパーヴァイジー：一般社団法人ゆったりセラピー協会の会員とスーパーヴィジョン契約を結んでいる者。

7) 研究者：一般社団法人ゆったりセラピー協会に属し、研究リサーチに携わる者、あるいは当会が外部団体、個人に委託する研究、リサーチ活動に携わり、特定の倫理規定を含む契約関係にあるもの。

8) 倫理委員会を構成する外部の有識者：倫理委員会委員としての契約以外、一般社団法人ゆったりセラピー協会といかなる契約関係になく、倫理委員会の委員としてあらかじめ定められた謝礼以外のいかなる金銭的俸給も受けていない者。

第二部：行動基準

行動基準とは、一般社団法人ゆったりセラピー協会に所属するものが会の一員として活動する際に、第一部の倫理規範に基づき倫理的行動を行うための基準となるものである。組織としての様々な役割、立場を考慮して以下の4つの部門毎にそれぞれの行動基準を定める。

I：施術部門 II：教育・トレーニング部門 III：研究・リサーチ部門

IV：経営部門

I：施術部門

第1条：ゆったりセラピーとは 施術者の専門性は、医療とは異なる独自の領域にあり、自らの行為が治療行為ではないことなどその限界を十分に自覚する。

第2条：クライアントの尊重 施術者は、クライアントあるいは潜在的にクライアントとなる者に対して、常にその人間的成長と健康を中心に考えた行動を取る。

第3条：クライアントとの契約関係 クライアントと施術者との関係は、専門家としての施術者とクライアントとの間で契約として結ばれる枠の中で成立

する。この契約関係においては、契約関係の性質、時間、料金などが取り決められ、可能な限り文書の形で締結される。この契約時に施術者は別紙に定める「クライアントの権利」をクライアントに渡し、クライアントが契約関係においてもつ権利を知らしめる義務を持つ。

第4条：クライアントと施術者の力関係 施術者は、自らの専門家としての役割がクライアントに対してもつ潜在的な力関係の差に常に心を配ることが求められる。また、この力関係の差を意図的に増大したり、延長したり、それを悪用するような行動を決して取ってはならない。

第5条：契約された枠外における接触 施術者は、クライアントと結んだ契約関係の枠外でクライアントと接触することに対し常に慎重な行動を取り、そうした接触が契約関係に対して有害な影響をもたらすことを極力避けなければならない。

第6条：契約以前に存在した関係について 契約関係を結ぶ以前にクライアントと施術者の間に何らかの関係が既に存在した場合、その関係性が契約関係に及ぼす影響を慎重に吟味し、場合によっては契約関係を結ぶことを差し控える。

第7条：クライアントへの搾取 施術者は、クライアントに対し経済的、性的、感情的に搾取することのないよう、常にクライアントの人間性を尊重しその尊厳を守る。施術者とクライアントとの力関係と搾取の問題を考慮し、施術者は契約において定められた以外の金銭的、物質的見返りをクライアントより受けない。

第8条：クライアントとの性的関係 施術者は、クライアントとの間で肉体的にもまた言葉によっても性的関係あるいは恋愛関係を結ばない。

第9条：クライアントのプライバシーと守秘義務 施術者は、クライアントのプライバシーを守る義務を負う。但し、この守秘義務にはいくつかの制限があり、それについて可能な限り早い時点でクライアントと話し合うことが求められる。また施術者がスーパービジョンを受けている場合や、研究、記録など

何らかの理由で施術の内容を外部に公表する場合も、前もってそのことをクライアントと話し合う。 守秘義務が制限を受ける場合とは、クライアント自身あるいは他の人の身体を傷つける明らかなおそれや意図がある場合、また幼児などの弱者に対する虐待が行われていることが疑われる明白な理由が存在する場合、その他法律によって定められた報告義務に関わる場合などである。また、第3章の実施要領で述べられるようにクライアントの側から施術者の倫理行動や契約関係に対して公式の訴えがあった場合も、守秘義務が制限される可能性がある。

第10条：スーパーヴィジョン、および学会発表 施術者がクライアントのケースをスーパーヴィジョンの場で提示する場合は、その旨をあらかじめクライアントに伝え同意を得る。またケースを学会発表あるいは論文として発表する場合も、クライアントの同意を得た上で特定のクライアントと特定されないような工夫を施しプライバシーの保護に十分努める。

第11条：クライアントへの差別 施術者は、クライアントの性別、人種、国籍、年齢、宗教、民族、婚姻、性的な好み、政治的信念、身体的・精神的障害によってクライアントを差別しない。

第12条：施術者の専門的能力とサービス内容について 施術者は、自らの教育、トレーニング、体験に応じて十分に資格のあるサービス及び技法のみを提供する。この場合の「資格」とは当該サービス・技法の専門家集団による認定だけでなく、そのサービス・技法がクライアントに及ぼす影響に対してその可能性と限界を認識し、自らの責任において対応が可能であることを意味する。

万一資格がないサービス・技法を提供する場合は、資格をもったスーパーヴァイザーによる指導のもとでクライアントの同意を得た上でのみ行うものとする。また専門的な評価の定まっていない技法については、それを行う際に十分な注意を払い、それがクライアントにとって有益な結果をもたらすことを自らの専門性に照らして明らかにする最大限の努力をする。

第13条：他の専門家への紹介 施術者は、クライアントに必要なサービスを自らが提供できないと認めた場合、あるいは他の専門家のサービスがクライア

ントにとってより必要性が高いと判断した場合、適切な専門家をクライアントに紹介する義務を持つ。

第14条：専門的能力の向上 施術者は、常にクライアントと社会の新しいニーズを敏感に察知し、自らのよって立つ理論的、技術的限界を常に克服するよう、絶え間ない努力を行わなければならない。施術者は自らの専門的能力を向上させる努力を常に怠らず、継続的に教育、トレーニング、スーパーヴィジョンを受ける。

第15条：施術者の個人的問題について 施術者は、自らの個人的問題がクライアントに与える影響について常に注意し、もし自らの個人的問題がクライアントとの間に何らかの影響をもたらす可能性がある場合は、可能な限り早期にスーパーヴァイザーあるいは同僚の施術者の援助を受け、クライアントに与える影響を最小限に留める。

第16条：施術者の経歴などの情報について 施術者は、自らの経歴（学位、資格、トレーニングの内容と期間、所属団体、著作、研究履歴など）および要求する料金やサービス内容等について、クライアントに正確に伝える義務を持つ。また、クライアントの求めがあれば関連する文書などでその正確性を証明しなければならない。施術者はそれらの情報について公の場で意図的に誤った表現や誤解を招く表現をしない。「公の場」には、出版物やメディアで使用されるインタビューやコメント、チラシ、履歴書、講演などを含む。

第17条：他の組織からの要求と守秘義務の衝突 クライアントとの契約関係に関して他の公的組織あるいは第三者から何らかの介入を受け、それが倫理綱領に逸脱する行動を引き起こす可能性のある場合、施術者は倫理綱領および逸脱する内容について第三者に説明し、可能な限り倫理綱領を遵守する。

第18条：助言 施術者が自らの置かれている特定の状況や自らの行動がこの行動基準に則るかどうか不確かな時には、まず他の施術者に相談し助言を求める。また必要な時には、その是非を当協会の倫理委員会に諮問する。行動基準に反しているあるいはその可能性のある状況や行動を認めていながら適切な行動を取らない場合、それ自体が倫理綱領に反するものであることを認識する。

II. 教育・トレーニング部門

第1条:参加者の人権とプライバシーの尊重 一般社団法人ゆったりセラピー協会および当会の会員である個人または団体が主催する講演、ワークショップ、トレーニングプログラム、スーパーヴィジョンを企画、担当する教育者（以後教育者）は、参加者の人権とプライバシーを尊重し、常にその人間的成長と健康を中心に考えた行動を取る。

第2条:教育内容の正確さと限界 教育者は自らが教えたりトレーニングする内容が学問的に正確なものであることに常に留意する。また、特別の訓練を必要とする内容については、その資格をもたない限り教えない。

第3条:記述の正確さ 教育者は、企画、担当する教育プログラムの宣伝、広告の記述において、その目的、内容、教育者自身および講師の経歴（学位、資格、トレーニングの内容と期間、所属団体、著作、研究履歴など）料金などについて可能な限り正確な情報を提供する。

第4条:教育者と参加者、スーパーヴァイジーの力関係 教育者は、教える側としての役割が参加者やスーパーヴァイジーに対してもつ潜在的な力関係の差に常に心を配り、参加者を経済的、性的、感情的に搾取しない。また、この力関係の差を意図的に増大したり、延長したり、それを悪用するような行動を決して取らない。

第5条:スーパーヴァイジーとの性的関係 教育者はスーパーヴァイジーと肉体的にもまた言葉によっても性的関係あるいは恋愛関係を結ばない。スーパーヴァイジーとの教育、トレーニング関係が終了した時点から少なくとも2年間は性的関係あるいは恋愛関係をもたない。たとえこの期間が過ぎていても、以前のスーパーヴァイジーとそうした関係を結ぶ場合、教育者の側でその関係が搾取にあたらぬことを示す責を負う。その責とは以下のことを明らかにすることである。1) 契約関係終結後からの期間、2) 契約関係の期間と内容、3) 終結の状況、4) スーパーヴァイジーの個人史、5) スーパーヴァイジーの心理状況、6) スーパーヴァイジーあるいはその他の関係者に不利な結果を引き起こす可能性の有無、7) 契約関係の間の教育者のいかなる言動も契約関係後にスーパ

ーヴァイジーと性的関係あるいは恋愛関係に入ることをほのめかすものではなかった。

第6条：プライバシーと守秘義務 教育者は、参加者、スーパーヴァイジーのプライバシーを守る義務を負う。また参加者同士にも守秘義務についての情報を与え注意を促す義務を負う。但し、この守秘義務にはいくつかの制限があり、参加者、スーパーヴァイジーにそれについて説明する。また教育者が教育、研究目的で会話、施術を録音、録画する場合も、前もってそのことを参加者、スーパーヴァイジーと話し合う。守秘義務が制限を受ける場合とは、クライアント自身あるいは他の人の身体を傷つける明らかなおそれや意図がある場合、また幼児などの弱者に対する虐待が行われていることが疑われる明白な理由が存在する場合、その他法律によって定められた報告義務に関わる場合などである。また、第3章の実施要領で述べられるように教育者の倫理行動や契約関係に対して公式の訴えがあった場合も、守秘義務が制限される可能性がある。

第7条：スーパーヴィジョン、および学会発表 教育者が現在および過去にもつたクライアントのケースをスーパーヴィジョンの場で提示する場合は、その旨をあらかじめクライアントに伝え同意を得る。またケースを学会発表あるいは論文として発表する場合も、クライアントの同意を得た上で特定のクライアントと同定されないような工夫を施しプライバシーの保護に十分努める。

第8条：参加者、スーパーヴァイジーへの差別 教育者は、参加者、スーパーヴァイジーの性別、人種、国籍、年齢、宗教、民族、婚姻、性的な好み、政治的信念、身体的・精神的障害によって差別をしてはならない。

III：研究・リサーチ部門

第1条：研究、リサーチの目的と必要性 一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するものは、施術はもとより教育・トレーニングプログラム、スーパービジョンなど提供するすべてのサービスの本質を社会に対して明確に示し、その向上に絶え間ない努力を続けなければならない。そのために、一般社団法人ゆったりセラピー協会はもとより国内外の専門家と協力しながらボディワークの研究、リサーチを進める。

第2条：研究の正当性 研究、リサーチの目的と方法は、その時点での人間科学の成果を踏まえ、倫理的・科学的に妥当なものでなければならない。

第3条：プライバシーの保護 いかなる研究、リサーチにおいてもその研究に参加するものの人権と利益を尊重し、プライバシーを守らなければならない。

第4条：説明と同意 研究、リサーチにおいては、その研究に参加するもの（クライアント、スーパーヴァイジーを含む）の自発的同意が必要である。ここでいう自発的同意とは、物理的、心理的、経済的威圧のない状態において、参加者がその研究、リサーチの目的、内容について十分な説明を受け、自らの判断において承諾するか否かの意志決定を行った上で、自発的に表明された同意を意味する。特にテープやビデオなどで記録が取られる場合には、前もって文書で参加者の同意を確認する。

第5条：研究成果 研究者は、研究結果について正確にその成果を発表し、万一重要な誤謬を発見した場合、その誤謬を訂正する最大限の努力をする。

第6条：研究成果の公表 研究・リサーチにおいては、成果の公共性を常に重視し、当協会を含め特定の個人、団体の利益、不利益に応じてその成果を公表するか否かを決定しない。

IV：経営部門

第1条：社会的責務の認識 一般社団法人ゆったりセラピー協会は、社会における施術サービス事業の信用確立を当会の社会的責務と認識し、会員に倫理綱領の遵守を最優先させる。

第2条：プライバシーの保護 一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するすべての者はクライアント、あるいは教育、トレーニング、研究活動への参加者についての情報を、業務とは関係のない他者に漏らさない。但し、当クライアントに施術を提供している施術者あるいは、その参加者の行動に関係している教育者、研究者に対してはこの限りではない。

第3条：反倫理行為の報告 一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するすべてのものは、他の会員が倫理綱領に反した行動をとっているのを発見した場合、速やかに第三部で定めた手続きをとる。

第三部：実施要領

はじめに 一般社団法人ゆったりセラピー協会は、属するものすべてが倫理綱領を理解し、遵守するための必要な教育、トレーニングを行う。その上で、一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するものが倫理規範および行動基準に違反する行為を行った場合、組織としてそれを裁定する要領を定める。

第1条：一般社団法人ゆったりセラピー協会倫理委員会（倫理委員会）の役割と構成 倫理委員会は、一般社団法人ゆったりセラピー協会におけるあらゆる行為が倫理綱領に則り、クライアント他当会員のサービスを受ける全てのものを保護するために設立される。その役割は、1) 一般社団法人ゆったりセラピー協会倫理綱領の制定、変更、2) 当協会に属するすべてのものに倫理綱領を周知し、一般社会に対して広報する。3) 当協会に属するものが倫理綱領に反する行為を行った公式な訴えがあった場合に、その状況を調査し当倫理綱領に照らし適切な助言、指示、命令、処罰を下す。4) すべての関係者プライバシーの保護を優先させることを前提に、できる限りその調査のプロセスと調査結果、処罰内容を社会に公表する。倫理委員会は、一般社団法人ゆったりセラピー協会に属する2名と外部の有識者2名の計4名から構成される。倫理委員会の委員長は委員の互選とする。委員と訴えられたものの関係が何らかの形で状況判断に多大な影響を及ぼす可能性のある場合は、他の委員の同意を得た上で委員を一時的に交替する。

第2条：非公式の解決と公式の訴え 一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するものは、倫理規範あるいは行動基準に逸脱する行為が行われているのを発見した場合には、まず当事者に対してその問題に対しての注意を促し、適当と思われた場合は守秘義務が破られない範囲で何らかの非公式な介入を行う。この非公式な介入が不適切なほど状況が深刻である場合、あるいは非公式な介入がうまくいかなかった場合は、その状況に相応しいさらなる行動を取る。但し、この場合も守秘義務に反しないように細心の注意を払う。この行動には一

般社団法人ゆったりセラピー協会倫理委員会への報告、また場合によっては当該者の属する外部団体への報告も含む。

第3条：倫理委員会への公式の訴え 倫理委員会への訴えは、一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するものによる倫理規範あるいは行動基準に逸脱する行為を知るものは、当会に属するか否かに問わずいかなる者でもなすことができる。公式の訴えは、1) 倫理綱領に反する行為を行った者の氏名（当事者）2) その行為によって何らかの被害を被ったものがいればその氏名および連絡先（関係者）3) 当該行為の行われた状況についての説明を一般社団法人ゆったりセラピー協会倫理委員会委員長宛に書面で提出することでなされる。この書面には、守秘義務が制限されることを2) の関係者が同意することを示した文書を必ず添付する。

第4条：倫理委員会の召集 倫理委員会委員長への書面の提出を持って当該事項の調査が開始される。

1) まず、倫理委員長は当該事項に関し、倫理綱領に反する調査を行う十分な理由があることを確認する。2) もし委員長が倫理委員会を召集するに十分な理由がないと判断した場合、委員長は30日以内に関係者にその旨を伝え、当事者を含めた協議に入る。この場合委員長は両者と協議し協議内容を公表するかどうかを決定する。その場合両者のプライバシー保護への十分な配慮を行う。3) 関係者が2) のプロセスに納得しない場合、あるいは訴えが当事者への重大な罰則を含むと倫理委員長が判断した場合、委員長は倫理委員会を召集する。

第5条：倫理委員会による調査の手順 倫理委員会委員長は倫理委員会を召集すると、まず当該事項に対しどのような調査を行うべきかを決定し、そのプロセスを30日以内に当事者、関係者に通知する。1) まず当事者には、a) 関係者が訴えた当事者の行動 b) その行動が関係している倫理綱領の項目を明示した「倫理審査通知書」を送付する。この「倫理審査通知書」は、訴えられた反倫理行為が現実に行われたか否か、あるいは当該行為が倫理綱領に反するか否かを断定するものでなはない。2) 当事者は、この「倫理審査通知書」の受領後30日以内に、倫理委員会に対し文書で返答をしなければならない。3) 2) の返答後、倫理委員会は当事者本人を招いて事情を聴くなどの調査を行う。倫理委員

会の調査プロセスにおいて当事者および関係者は、原則として本人自身が対応する。法律家、心理療法家、あるいは他の第三者に相談する権利は保持するが、それらの人々が本人に代わって代理人としてこのプロセスに関わることは出来ない。但し、倫理委員会が必要と認めたときにはこの場合ではない。4) 関係者はいつ何時でも、調査プロセスがどの段階にあるかについての情報を倫理委員会に請求することができる。

第6条：倫理委員会による決定 倫理委員会は調査プロセスの結果に基づき、倫理委員会の召集後90日以内に以下の決定をなす。

1) 倫理規範に反する行為がなかった。2) 懲戒：倫理規範に反する行為があったが、違反の程度が他者を害したり、専門性を著しく損なうほどのものではなかった場合。3) 譴責：倫理規範に反する行為があり違反の程度が他者を害したり、専門性を損なうものであったが、その程度が免職に値するほどのものではなかった場合。4) 免職：倫理規範に反する行為があり、違反の程度が他者を害するかあるいは専門性を著しく損なうものである場合。

第7条：倫理委員会による助言、指示、命令 倫理委員会は第6条の決定とは別に当事者に対し以下のいずれかの助言、指示、命令を必要に応じて行うものとする。倫理委員会は当事者がその助言、指示、命令に従っているかどうかを一定期間監視する。倫理委員会によるこれらの助言、指示、命令に従わない場合は、それ自体反倫理行為と見なされる。1) 当該の反倫理行為を止める。2) 当該の反倫理行為を矯正するための何らかの行動を取る。3) 倫理委員会が推薦するスーパーバイザーによるスーパーヴィジョンを受ける。4) 教育、トレーニング、あるいは個人的指導を受ける。5) 必要な治療を受けるかべきかどうかの専門的査定を受ける。もし治療が必要と判断された場合は、それに相応しい治療を受ける。

第8条：倫理委員会による決定の通知 倫理綱領違反に関する調査の終了後、倫理委員会はその決定事項、指示、助言、命令を当事者、関係者、一般社団法人ゆったりセラピー協会事務局に通知する。この通知に基づき事務局は、施術者としての社会的責務を果たし、一般社団法人ゆったりセラピー協会の社会的

信用を確保するために必要な行動を内外に対して取る。これには、当事者が所属する専門職団体への通知を含む。

第9条：他の専門職団体による倫理行動の審査 一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するものが、同時に属する他の専門職団体によって倫理行動の審査を受けた場合、あるいはいずれかの国家の法律に違反する行為で訴えられた場合、倫理委員会委員長はその者に対して文書による説明を要求し、倫理委員会による調査など必要な行動を取る。

第10条：過去の反倫理行為 一般社団法人ゆったりセラピー協会に属するものが行った過去の行為が倫理綱領に反することが明らかになった場合、倫理委員長はその件について当事者に説明を求め、その返答をもって倫理委員会が必要な調査を行うかどうかを決定する。過去の行為については倫理委員長がその行為について知った日から遡り10年前までとする。但しそのケースが未成年を被害者とする場合は期限を設定しない。

第11条：倫理委員会の調査における守秘義務 倫理委員会の調査に関わるあらゆる情報はプライバシーの保護のために守秘義務で守られる。調査に関するファイルは倫理委員会において厳重に管理され原則的に公表されない。但し、法律にもとづく請求があった場合、あるいは専門職団体の倫理委員会の公式の要請があった場合、あるいは倫理委員会が特に情報の公開および提供が当事者あるいは関係者の保護に必要だと判断した場合、あるいは一般社会の利益になると判断した場合はこの限りではない。

=====

クライアントの権利

一般社団法人ゆったりセラピー協会の会員のクライアントとしてあなたは以下の権利を保持しています。

- 1) 施術者の専門的能力についての情報をいつでも請求し受け取ることができます。この情報には、施術者の資格、学歴、トレーニング歴、経験、所属学会、専門分野とその限界を含みます。
- 2) 料金、支払方法、施術の回数、キャンセルの場合の取り決めについて、契約を交わす前に書面で情報を得ることができます。
- 3) あなたの助けになるような対応を、あなたの人格を尊重した形で受け取ることができます。
- 4) 性的、身体的、感情的に傷つけられることのない、安心のできる施術空間をもつことができます。
- 5) いつでも自らの受けている施術の技法について質問することができます。
- 6) 答えたくない質問には答えなくても良いし、明かしたくない情報は明かすことを拒否することができます。
- 7) この施術であなたがどのように変わってきたかについて施術者に情報を求め、それを受け取ることができます。
- 8) 守秘義務が制限される場合、あるいは施術者が他の人にあなたについての情報を開示することを法的に求められる場合は、それについて施術者からの説明を受けることができます。
- 9) あなたのケースについて施術者がスーパーヴァイザーやコンサルタント、学生、その他の人たちと話をする場合は、それについて施術者から説明を受けることができます。
- 10) 一切の義務あるいは脅しを受けることなく、特定のタイプの施術を拒否したり、契約関係をいつでも終了することができます。

11) 施術内容を録音または録画されることを拒否できます。あるいは、あなたの方から施術を録音または録画することを要求できます。

12) 見立て、施術過程での変化、行われている施術の種類についての情報を含む自らについてのファイルの要約を請求し、受け取ることができます。

13) 施術者が法律あるいは倫理綱領に反する行為をした場合、それを倫理委員会あるいは司法当局に訴えることができます。

14) あなたの受けている施術あるいは施術者が行う方法について、いつでも他の施術者の意見を聞くことができます。

15) あなたが選んだ他の施術者あるいは機関にあなたのファイルのコピーを転送してもらうことができます。